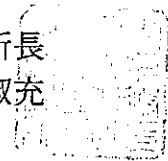


荒下管第8号
平成20年4月28日

社団法人東京建設業協会 殿

関東地方整備局
荒川下流河川事務所長
佐々木 淑充



「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の申請の公示について（通知）

河川行政の推進につきましては、日頃から多大なるご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、当事務所では平成20年度・21年度の「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の申請を公示しましたのでお知らせいたします。なお、公示文、技術資料の様式等につきましては、当事務所ホームページおよび当事務所に掲示してあります。

つきましては所属協会会員様にお知らせのほど、よろしく願いいたします。

記

荒川下流河川事務所ホームページアドレス

<http://www.ara.go.jp/arage/>

掲示先 〒115-0042 東京都北区志茂5丁目41-1
荒川下流河川事務所 掲示板

問合せ先 荒川下流河川事務所 管理課 維持係
電話 03-3902-2379

公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の申請について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

平成20年4月28日
国土交通省 関東地方整備局
荒川下流河川事務所長
佐々木 淑充

記

1. 協定の目的

荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）についての確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- (1) 協定書 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙の荒川下流河川事務所直轄管理区間

3. 申請者の条件

関東地方整備局平成19・20年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予決令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局平成19・20年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、一般土木工事及び維持修繕工事の双方に登録されていること。
- (3) 本社・本店及び支店、営業所の所在地が荒川下流河川事務所管理区域から概ね10km圏内に隣接していること（戸田市、さいたま市、川口市、蕨市、鳩ヶ谷市、草加市、八潮市、三郷市、富士見市、志木市、新座市、朝霞市、和光市、板橋区、練馬区、北区、中野区、新宿区、豊島区、墨田区、台東区、江東区、中央区、港区、文京区、千代田区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、松戸市、市川市、浦安市、船橋市）
- (4) 希望工事内容を「河川」としていること。

4. 協定期間

平成20年6月1日から平成22年3月31日まで

5. 申請書類

- (1) 申請書 様式-1
- (2) 調査票 様式-2~5

6. 申請書類の提出

申請書類は下記の受付期間内に受付場所に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(1) 受付期間

平成20年4月28日(月)から平成20年5月19日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時15分~18時とする。

(2) 受付場所

〒115-0042

東京都北区志茂5丁目41-1

国土交通省 荒川下流河川事務所 管理課 維持係

電話 03-3902-2379

7. 審査基準

審査は申請条件に欠落がある場合は審査の対象外とし、応募者多数の場合、申請書を総合的に勘案し以下の項目を参考に選定するものとする。

- (1) 緊急時に技術者や作業員等が出勤できる体制がとれること。
- (2) 災害時に使用する基本的な建設機械の保有及び手配が容易であること。
- (3) 災害時に使用する基本的な資材等の保有及び手配が容易であること。
- (4) 災害時(台風・水害、地震、水質事故、状況把握等)の出勤実績の有無
- (5) 直轄工事の施工実績の有無
- (6) 事業継続計画(BCP)の策定状況

なお、審査項目の審査基準は以下のとおりとする。

審査項目	審査基準	評価点
1) 緊急時の人員配置(1級・2級土木施工管理技士及び作業員の人員数) (様式-2-1)	1級・2級土木施工管理技士及び作業員の人員数が合わせて10名以上	5
	1級・2級土木施工管理技士及び作業員の人員数が合わせて5名以上10名未満	3
	1級・2級土木施工管理技士及び作業員の人員数が合わせて5名未満	0
2) 災害時配置可能な建設機械の保有 (様式-2-2)	バックホウ(0.45m ³ 以上)及びブルトーザ(3t級以上)及びダンプトラック(10t級)の保有台数が合わせて10台以上	5
	バックホウ(0.45m ³ 以上)及びブルトーザ(3t級以上)及びダンプトラック(10t級)の保有台数が合わせて5台以上10台未満	3
	バックホウ(0.45m ³ 以上)及びブルトーザ(3t級以上)及びダンプトラック(10t級)の保有台数が	0

	合わせて5台未満	
3)災害時配置可能な資材等の保有 (様式-2-3)	自社・協力会社の資材保有	3
	協力会社のみ資材保有	0
4)災害時の出勤実績の有無 (様式-2-4)	有	3
	無	0
5)関東地方整備局管内の工事の施工実績 過去11年間の施工実績(平成9年4月1日以降完成し引渡し完了した施工実績) (様式-2-5)	有	10
	無	0
6)当該工種における過去2年間の工事成績評点の平均点 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事の当該工種工事における平成17年4月1日より以降に完成した工事の工事成績) (様式-2-5)	有	10
	無又は60点以下	0
7)BCPの策定状況 (様式-2-6)	連絡体制等確立している	3
	連絡体制等の確立が不十分	0

8. 締結通知

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の締結及び非締結についての通知は、申請者に書面をもって通知するとともに、荒川下流河川事務所の掲示板に掲示する。

9. その他

- (1) 申請書類に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 申請書類の請求は、郵送には応じない。
- (3) 提出された申請書類調査票は、当目的以外には使用することはない。
- (4) 提出された調査票は返却しない。
- (5) 申請書類に関する問い合わせは、6.(2)の受付場所と同じ

なお、申請書類は荒川下流河川事務所ホームページからダウンロードできます。

<http://www.ara.go.jp/arage/>

災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長 佐々木淑充(以下「甲」という。)
と、〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)は、河川の自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害(以下「災害」という。)における災害の拡大防止のための応急復旧業務(以下「業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設等(以下「河川」という。)において発生した災害の必要となった応急復旧業務に関し、これに必要な建設機械資材、労力等(以下「建設資機材等」という。)について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(業務の実施区間)

第2条 業務の実施区間は別紙の荒川下流河川事務所直轄管理区間とその付近とする。

(業務の実施体制)

第3条 甲は、当該河川の災害に係わる緊急活動が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。

3. 乙は、出勤要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、甲または第2条に定める区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 乙または第3条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに出張所長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、第3条第1項により乙に出勤を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第8条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するもの

とする。

(建設資機材の提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第10条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練の実施)

第11条 乙は、業務を円滑に行うために甲が保有する建設機械（災害対策用）の運搬、設置及び操作について、甲が実施する訓練に参加しなければならない。

(費用の請求)

第12条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第13条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第14条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実

の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、平成20年6月1日から平成22年3月31日までとする。

(協定の解除)

第16条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第18条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

平成 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局

荒川下流河川事務所長 佐々木 淑充

乙 ○○○○○○○○

代表取締役 ○○○○○○